

## 議案第69号

### 飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）  
の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（所得による制限）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までに次  
条第1項の規定により登録の申請をする場合にあっては、前々年）の所得が、  
その者の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による同一生計配偶者  
及び扶養親族の有無及び数に応じて市長が定める額を超えるときは、当該対  
象者には医療費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた場合における所得に關  
しては、市長が定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市長が定める。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があった場合において、受給資格が  
あると認めるときは、当該申請に係る対象者を受給資格登録者として登録す  
るものとする。

第6条中「前条の規定により登録の申請があった場合において、受給資格が  
あると認め登録したときは、当該申請に係る対象者（」を「前条第2項の受給  
資格登録者（第4条の2第1項の規定により医療費を支給しない対象者を除  
く。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例第6条の受給者証の交付を受けている者に対する医療費の支給につい

ては、平成34年9月30日までの間は、改正後の飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例第4条の2、第5条第2項及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年9月7日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(所得による制限)</u></p> <p><u>第4条の2 前条の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までに次条第1項の規定により登録の申請をする場合にあっては、前々年）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて市長が定める額を超えるときは、当該対象者には医療費を支給しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた場合における所得に関しては、市長が定めるところによる。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市長が定める。</u></p> <p><u>(受給資格の登録)</u></p> <p><u>第5条 第4条の規定による支給を受けるとする対象者について、当該対象者又はその保護者（対象者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、市長に申請し、重度心身障害者医療費受給資格（以下「受給資格」という。）の登録を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により登録の申請があった場合において、受給資格があると認めるときは、当該申請に係る対象者を受給資格登録者として登録するもの</u></p>	<p><u>(受給資格の登録)</u></p> <p><u>第5条 前条の規定による支給を受けようとする対象者について、当該対象者又はその保護者（対象者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、市長に申請し、重度心身障害者医療費受給資格（以下「受給資格」という。）の登録を受けなければならない。</u></p>

とする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条第2項の受給資格登録者（第4条の2第1項の規定により医療費を支給しない対象者を除く。以下「受給者」という。）に対し重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、受給資格があると認め登録したときは、当該申請に係る対象者（以下「受給者」という。）に対し重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。